## ① M·U·F債権回収株式会社

※※※財産差し押さえ通知※※※

本通知をもちまして、[

]の所持者に対する《財産差し押さえ》の執行を通知さ

せて頂きます。

当社は「

]のメールアドレスにて登録料金及び退会料の未払い・遅延損害金が

発生している代金を債権として複数サイト様より譲り受けし、債権を回収する為、《財産差し押さえ》の 法的許可を得た上で、本通知を[ ]の所持者へお送りしております。

利用番組数:8 件

未納額合計:¥3,550,000

上記の【355万円】の債権を[本日より3日以内]に[財産差し押さえ]をもって回収させて頂きます。 現在、来年に施行される法改正に先がけ、試験的ではありますが、当社が「電子メールでの事項通達」

を承っており、[ ]の所持者への通達を行っております。

これは、郵送資源等の削減、及び「郵便物未確認によるトラブル」を防ぐ為であり、電子メールでの通達であれば、コストを抑えての確実な通達が可能となるため、実施しているものとなります。

つまり、「電子メールによる通達はあり得ない」という事象では御座いませんので、その旨はご理解下さい。

また、既に裁判所等の通知書も電子メール通達にてお送りしており、それに対しての返答・回答がなかった為、[財産差し押さえ]を執行させて頂く運びとなりました。

尚、[ ]の情報を元に、既に身辺調査等は完了しております。

[ ]の所持者の自宅・実家・職場、全ての関係先へお伺いさせて頂き、事情を説明した上で、[強制執行]とさせて頂きます事をご報告致します。

当社は正式な法的手続きを行い、既に貴殿の《財産差し押さえ》を[本日より3日以内]に執行する事は決定されておりますので、メールアドレス相違、通知の不確認等、その他いかなる事由が原因であっても(通知を確認していない。または通知を届かなくさせても、財産差し押さえの執行は必ず行われます。)、それは当社に起因するものではなく、貴殿が原因となるものです。

《財産差し押さえ》の執行は決定事項で御座いますので、従いまして、本通知に関するお問い合わせ 等は一切お受けすることは出来ません。

M·U·F債権回収株式会社

担当:二階堂正巳

## ②サイバー被害対策特別弁護団

【全てを失ってから後悔してしまわないよう、我々が貴方様をお助け致します!】 サイバー被害対策特別弁護団

現在、非常に危険な状況です。

M・U・F債権回収株式会社より、【財産差し押さえ通知】が届いている事はご存知でしょうか? このままでは【財産差し押さえ】を執行されてしまいます。

我々、サイバー被害対策特別弁護団は貴方様を救うためにご連絡をしています。 メールを確認し、大至急、お返事を下さい。